

- 安全保障の観点からどのような経済活動がリスクとして認識され、どのような対応が求められるかは、その時々状況に依存する。現在の経済安全保障を規定する問題状況とは、相互依存の下での戦略的競争であろう。経済安全保障の政策手段は、①産業振興、②規制、③対外政策に、政策領域は①技術、②インフラ・ネットワーク、③サプライチェーン・産業基盤に分類できる。
- 日本における経済安全保障の議論は2019年頃から本格化し、2021年10月の岸田政権の発足以降、急速に政策の体系化が進んだ。日本が議長国を務めた2023年のG7プロセスは、経済安全保障の国際化を加速する契機になった。
- 経済安全保障論の言説パターンは①国防型、②レジリエンス型、③ナショナリズム型の3つに分類できる。国防型は、紛争の抑止や軍事的勝利のために経済的資源を活用し、また経済活動を管理することを求める。レジリエンス型は、経済社会活動一般に対するより幅広いリスクを想定する。ナショナリズム型は、競争的な国際政治経済観の下、経済成長や特定産業・企業の競争力といった経済的要素を権力政治的な意味での国力と関連付けて把握し、国家がその強化のために積極的な役割を果たすことを肯定する。

シニア・アナリスト 玉置 浩平
TAMAOKI-K@marubeni.com

本稿では、近年の経済安全保障論の展開を、概念の意味、政策動向、関連する言説などに着目しつつ論ずる。第1章では、経済安全保障という概念を巡る経緯や問題状況について考察した上で、経済安全保障の政策手段・領域を概観する。第2章では、近年の経済安全保障に関する政策議論を、日本における動向を軸として整理する。第3章では、経済安全保障論の言説（ディスコース）パターンを分析し、その含意を考察する。

1. 経済安全保障の概念と政策

（1）経済安全保障論の意味

国家の安全保障上、経済的な要素が重要であるとの認識は何ら新しいものではない。経済力は国家財政、ひいては軍事力を支え、新たな技術はしばしば戦争の帰趨を左右した。また、天然資源や海外市場への関心は対外戦争の要因ともなった。経済的相互依存が国際関係に及ぼす影響は、国際政治学、あるいは国際政治経済学の重要なテーマとして論じられてきた。

日本では、1970年代から1980年代にかけて、経済安全保障が盛んに論じられた。当時、二度のオイルショックを経て、日本経済の対外的な脆弱性が強く認識されていた中で、大平内閣において安全保障の非軍事的側面に着目した「総合安全保障」が議論されていた。経済安全保障もその文脈に位置付けられたが、その焦点は『資源小国』の制約の克服¹、すなわちエネルギーや食料の安定供給の確保にあった。

¹ 通商産業省産業構造審議会編『80年代の通商政策ビジョン』（通商産業調査会：1980年）5頁

一方、こうした対外依存の問題とは異なる文脈で経済安全保障の概念が登場することもあった。例えば、外務省は1988年、旧ソ連に工作機械が不正輸出された東芝機械事件などを受け、対共産圏輸出統制委員会（COCOM）問題を担当する経済安全保障室を経済局内に設置している²。また、米国では1993年に発足したクリントン政権が経済安全保障（economic security）を掲げたが、その実は政権の経済重視の姿勢を印象付けるスローガンという性格が強かった³。

国際関係の変化に応じ、安全保障の概念は様々な形で拡張されてきており、その外延は曖昧なものとならざるを得ない。安全保障の観点からどのような経済活動がリスクとして認識され、どのような対応が求められるかは、その時々状況に依存する。したがって、経済安全保障とは「それ自体は殆ど定義しようのない概念であり、結局新しい歴史的条件のなかで経済と政治、あるいは市場と政府の関係をどう設定するかという問題」⁴に他ならない。

それでは、現在の経済安全保障を規定する問題状況とはいかなるものだろうか。それは一言で言えば、相互依存の下での戦略的競争であろう。経済のグローバル化やデジタル化により、経済的相互依存が深化した一方、米中を始めとする大国間の地政学的対立は激化している。こうした中で、経済的手段を動員して自国の戦略的な目標を追求するエコノミック・ステイトクラフト（economic statecraft）⁵が活発化した。対立的な国際環境においては、経済関係は必ずしも互恵的なものとはならず、むしろ安全保障上の脆弱性として作用することが意識されるようになった。

経済的相互依存の政治性は以前から認識されてきたが、今日の経済安全保障論の特徴は、二国間の財貿易のような比較的単純な関係性にとどまらず、グローバルに構築されたサプライチェーン、デジタルサービス、知的財産など、多様で複雑な経済関係から生じる脅威に焦点を当てていることにある。特に、日本を含む先進国においては、巨大な生産力とマーケットを有し、急速に技術を進歩させる中国との経済関係のあり方が経済安全保障上の最重要課題として認識されることになった。

（2）経済安全保障の政策手段

以上のような複雑化した経済関係から生じるリスクに対応すべく、各国は多様な政策手段を動員して経済安全保障の強化を図っている。こうした政策手段は、①企業に対する補助金などのインセンティブ供与やビジネス環境整備などによる産業振興、②安全保障上望ましくない経済活動に対する規制、③通商政策や経済外交などの対外政策の3つに分類できる。

ただし、産業振興と規制の効果の違いは時に曖昧である。例えば、補助金の支給条件として特定国の原材料や部品の使用を禁止する場合、補助金の規模によっては実質的に規制としての効果を持つ。また、寡占市場で特定国企業の活動を規制すれば、その他の国の企業に対する支援として機能し得る。産業振興であれば企業にプラス、規制であればマイナスというわけでは必ずしもない。

また、対外政策で重要となるのは、同盟国・友好国間の政策協調である。それは、各国が連携することで政策の効果を最大化できるというだけでなく、いわば抜け駆けを防ぐことで各国間の競争条件を平準化するという狙いもある。例えば、米国による半導体製造装置の対中輸出管理の強化に対し、米国の半導体業界が同盟国との連携を求めたのは、競合製品を生産する日本やオランダとの競争で不

² 「外務省に経済安保室 ココム違反の防止対策」東京読売新聞朝刊（1988年4月7日）

³ 竹田いさみ「経済安全保障論の意義とその展開」納家政嗣・竹田いさみ編『新安全保障論の構図』（勁草書房：1990年）96-98頁

⁴ 竹田・前掲注（3）104頁

⁵ 主に中国による恣意的な貿易制限などを批判する文脈では、経済的威圧（economic coercion）という用語も使われる。

利に立つことを懸念したためであった⁶。

(3) 経済安全保障の政策領域

経済安全保障政策が展開されている具体的な領域は、①技術、②インフラ・ネットワーク、③サプライチェーン・産業基盤の3つに分類できる（【図表 1】）。

➤ 技術

現代の先端・新興技術の多くがデュアルユース（軍民両用）性を帯びており、企業が開発・保有する技術は国家安全保障にとって重要な意味を持つ。また、産業構造が大きく変化する中で、競合国が技術開発で先行すれば、次世代産業を巡る競争でも不利に立ち、当該産業の発展に不可欠な choke point 技術を競合国に掌握されるかもしれない。

このため、各国は先端・新興技術の研究開発（R&D）に対する支援を拡大し、競合国に対する優位性を維持・強化しようとしている。また、輸出管理や情報保全措置、対内投資規制などにより、自国技術の競合国への流出や軍事転用を阻止しようとしている。重要技術の開発に従事する競合国の企業に対する対外投資規制や制裁も、当該国の技術発展を阻止する試みと言える。

➤ インフラ・ネットワーク

経済活動を支える重要インフラに対する有害活動は、有事・平時を問わず安全保障上の脅威を構成する。特に、デジタル化によって多くのインフラがネットワークに接続されることにより、物理的な干渉のみならず、サイバー攻撃への対応が重要な課題となっており、安全性確保のため、サイバーセキュリティの強化や通信ネットワークからの競合国製品の排除などが進められている。

これらがテロ対策やサイバーセキュリティのみならず、経済安全保障の問題として認識されているのは、経済性に基けば、競合国の製品をネットワークに組み込んだり、競合国の企業・人員がインフラの建設・運営に携わったりするのが合理的だからだ。そのため、インフラ・ネットワークに関与する企業の活動を安全保障の観点から検証する体制作りが進められているのである。

なお、安全保障を理由とする不動産取引・利用規制は、インフラなどの重要施設における有害活動の阻止を目的としており、同じ類型に含めることができよう。

➤ サプライチェーン・産業基盤

経済関係の政治化・武器化に対する警戒が高まる中で、経済社会活動の維持に不可欠な財・サービスを競合国に依存するリスクへの対応が重要な課題となっている。重要産業のサプライチェーンにおける対外依存度の低減とそのため産業基盤の強化は、競合国に利用され得る脆弱性を解消し、自律性を確保することにより、エコノミック・ステイトクラフトに対する拒否的抑止⁷を構成する。また、実際に重要物資などの供給に制約が生じた際に、経済社会機能の混乱を限定する狙いがある。

エネルギーや食料については、これまでも自給率向上や輸入先の多様化による安定供給の確保策が推進されてきたが、近年の経済安全保障論では、産業構造の変化を踏まえ、その対象が半導体、蓄電池、重要鉱物、クラウドなどの多様な財・サービスに拡大している。また、これらの全てを自国内で調達することは不可能であることから、同盟国・友好国との連携が重要な課題とな

⁶ [Semiconductor Industry Association, "SIA Statement on New Export Controls" \(October 17, 2023\).](#)

⁷ 抑止は一般に、耐え難い損害を与えるとの威嚇によって相手を思いとどまらせる懲罰的抑止と、相手の目的達成を阻害する能力を持つことで相手に攻撃を断念させる拒否的抑止に分けられる。

っている。米国はこうした信頼できる国との間でサプライチェーンを完結させる取組みを「フレンド・ショアリング」と呼称している⁸。

さらに、従来、通商政策の文脈で議論されてきた中国の産業補助金、国有企業、強制技術移転などの不公正な貿易慣行が過度な対中依存の原因とされ、これを是正する措置が経済安全保障政策として認識されるようになっている。

【図表 1】経済安全保障の政策手段・領域

政策領域	技術	インフラ・ネットワーク	サプライチェーン・産業基盤	
目標	優位性	安全性	自律性	
主なリスク	競合国の技術発展	経済社会機能の混乱	重要物資の供給途絶	
政策手段	産業振興	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発支援 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル産業支援 	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資支援 生産コスト補填 輸入先多様化支援
	規制	<ul style="list-style-type: none"> 輸出管理 対内投資規制 対外投資規制 情報保全 	<ul style="list-style-type: none"> 対内投資規制 政府調達規制 製品審査・認証 不動産利用規制 	<ul style="list-style-type: none"> 対内投資規制 (補助金支給の)生産地要件
	対外政策	<ul style="list-style-type: none"> 共同技術開発 協調的な輸出管理 	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ協力 データ流通枠組みの整備 相互認証 	<ul style="list-style-type: none"> 保護関税 輸入先との関係強化 緊急時の物資融通 不公正な貿易慣行の是正

出所：丸紅経済研究所作成

2. 経済安全保障論の展開

本章では、日本における議論を軸としつつ、近年の経済安全保障論の展開を、①概念の普及、②政策の体系化、③国際連携の強化の3つの時期に分けて整理する。

(1) 概念の普及（～2021年10月）

日本における経済安全保障の議論は2019年頃から本格化した。2017年4月に発足した自民党のルール形成戦略議員連盟は、2019年3月、「米中のエコノミック・ステイトクラフト戦争」に対応すべく、米国の国家経済会議（NEC）をモデルとした体制の確立を求める提言を発表した⁹。同提言には経済安全保障という用語は使われていないものの、その問題意識は現在に至る経済安全保障論を先取りしたものと言える。その後、自民党の政策調査会に設置された新国際秩序創造戦略本部は、2020年12月に『『経済安全保障戦略』の策定に向けて』を発表し、経済安全保障を「我が国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」と定義した上で、「経済安全保障戦略」の策定や「経済安全保

⁸ [“Remarks by Secretary of the Treasury Janet L. Yellen on Way Forward for the Global Economy,” U.S. Department of Treasury \(April 13, 2022\).](#)

⁹ [ルール形成戦略議員連盟「提言『国家経済会議\(日本版 NEC\)創設』\(2019年3月20日\)」](#)

障一括推進法（仮称）」の制定を政府に求めた¹⁰。2021年5月には、同提言のフォローアップとして、「中間取りまとめ：『経済財政運営と改革の基本方針 2021』に向けた提言」が発表された¹¹。

政府側では、こうした動きに呼応する形で体制整備が進んだ（【図表 2】）。2019年6月には経済産業省と外務省で担当部署が設置され、2020年4月には安全保障政策の司令塔である国家安全保障局に経済班が設置された。2021年2月には同局が事務局を務める国家安全保障会議で初めて「経済分野における国家安全保障上の諸課題」が議論された¹²。

この間、各種政策文書においても経済安全保障に関する取組の強化が打ち出された。経済産業省の審議会である産業構造審議会では、2019年6月の総会で「安全保障と一体となった新たな産業政策」の必要性が指摘され¹³、10月の通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の中間報告では、「安全保障と一体となった経済政策」の在り方が論じられた¹⁴。その後、財政・経済政策の基本文書であり予算編成に大きな影響を与える骨太方針（「経済財政運営と改革の基本方針」）及び成長戦略（「成長戦略実行計画」）において、2020年に初めて経済安全保障という文言が出現し、2021年には経済安全保障が独立の項目として記載されるに至った¹⁵。

2021年9月に行われた自民党総裁選挙では、主要候補が政策構想の中で経済安全保障に言及するなど、高い関心を集めた。この時期の経済安全保障を巡る議論は、総じて政治主導の色合いが濃いものだったと言えよう。

【図表 2】 経済安全保障に関する日本政府の主な動向（2021年9月以前）

2019年	6月	経済産業省が経済安全保障室を設置 外務省が新安全保障課題政策室を設置（翌年8月に経済安全保障政策室に改編）
	10月	国家安全保障局が経済班設置準備室を設置
2020年	4月	国家安全保障局が経済班を設置
	7月	骨太方針及び成長戦略で経済安全保障について記載
2021年	1月	警察庁が経済安全保障対策官を設置
	2月	公安調査庁が経済安全保障関連調査プロジェクト・チームを設置（翌年4月に経済安全保障特別調査室に改編） 国家安全保障会議で「経済分野における国家安全保障上の諸課題」を初めて議論
	6月	骨太方針及び成長戦略で経済安全保障について重点的に記載

出所：政府資料、各種報道を基に丸紅経済研究所作成

¹⁰ [自由民主党政務調査会新国際秩序創造戦略本部「提言『『経済安全保障戦略策定』に向けて』（2020年12月16日）](#)

¹¹ [自由民主党政務調査会新国際秩序創造戦略本部「新国際秩序創造戦略本部中間取りまとめ～『経済財政運営と改革の基本方針 2021』に向けた提言』（2021年5月27日）](#)

¹² [「国家安全保障会議開催状況」内閣官房](#)

¹³ [経済産業省「既存秩序の変容と経済産業政策の方向性（議論用）」（2019年6月3日）](#)

¹⁴ [経済産業省「産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告」（2019年10月8日）](#)

¹⁵ 岸田政権発足後、成長戦略を策定していた成長戦略会議が廃止され、新たに設置された新しい資本主義実現本部・会議の下で「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（「新しい資本主義実行計画」）が策定されるようになった。

（２）政策の体系化（～2022年12月）

2021年10月の岸田政権の発足以降、日本の経済安全保障政策は急速に体系化が進んだ。新政権では組閣の目玉として経済安全保障担当大臣が新設され、11月には総理大臣を議長とする経済安全保障推進会議が開催された。同会議の第1回会合では、政府の経済安全保障政策の目標として、①自律性の向上、②優位性ひいては不可欠性の確保、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化が示されるとともに、法制上の課題が整理された。その後、同会議における議論を経て、経済安全保障推進法案（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案）が翌年2月に国会に提出され、5月に成立した¹⁶。

安全保障政策の抜本的な見直しの中でも、経済安全保障の位置付けが検討された。岸田総理は2021年10月の所信表明演説において、国家安全保障戦略を改定し、経済安全保障を含む「新しい時代の課題」に取り組むと表明した¹⁷。2022年12月に決定された新たな国家安全保障戦略では、経済安全保障が「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」と定義され、①経済安全保障推進法、②サプライチェーン強靱化、③重要インフラ、④データ・情報保護、⑤技術育成・保全、⑥経済的威圧への取組などが具体的な措置として明記された¹⁸。

この頃から、対外政策においても経済安全保障を掲げた動きが見られるようになる。2021年11月に訪日したレモンド米商務長官と林外相の会談では、「サプライチェーンの強靱化を含む経済安全保障分野」における協力が議論された¹⁹。レモンド長官は萩生田経済産業大臣とも会談しており、新政権の方針を踏まえ、日米の関係閣僚間で経済安全保障に関する意見交換が行われたものとみられる。首脳レベルでは、2022年1月の日豪首脳テレビ会談で発出された共同声明に経済安全保障への言及が含まれた²⁰。これ以降、各国との協議において経済安全保障が言及される例が徐々に増えていく。

また、特に中国を念頭に置いた政策協調については、G7が重要な役割を果たすようになる。ドイツが議長国を務めた2022年のG7プロセスでは、5月の外相会合のコミュニケにG7の成果文書として初めて経済安全保障が盛り込まれ²¹、6月のサミットの首脳コミュニケでも経済安全保障が言及された²²。既に2021年の英議長下におけるG7プロセスでは、コロナ禍の供給制約などを踏まえた経済のレジリエンス（強靱性）や自由で公正な貿易秩序が重要なテーマとなっていたが、こうした問題群は経済安全保障という概念によって改めて把握されるようになった。

（３）国際連携の強化（2023年1月～）

日本が議長国を務めた2023年のG7プロセスは、経済安全保障論の国際化を加速する契機になった。5月に開催されたG7広島サミットでは、経済安全保障が主要議題の1つとして位置付けられ、首脳コミュニケに具体的な記述が盛り込まれるとともに²³、経済安全保障に特化した「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」も発出された²⁴。同声明では、中国の名指しを避けつつ、

¹⁶ 同法附則により、国家安全保障局の所掌事務に国家安全保障に関する「経済政策」が追加され、同局を中心に安全保障の観点から経済政策を検討する法的根拠が整った。

¹⁷ [「第二百五回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説」首相官邸（2021年10月8日）](#)

¹⁸ [「国家安全保障戦略」内閣官房（2022年12月16日）](#)

¹⁹ [「林外務大臣とレモンド米商務長官との会談」外務省（2021年11月15日）](#)

²⁰ [「日豪首脳共同声明」外務省（2022年1月6日）](#)

²¹ [「外相コミュニケ」外務省（2022年5月14日）](#)

²² [「G7首脳コミュニケ」外務省（2022年6月28日）](#)

²³ [「G7広島首脳コミュニケ」外務省（2023年5月20日）](#)

²⁴ [「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」外務省（2023年5月20日）](#)

①サプライチェーン強靱化、②基幹インフラ強靱化、③非市場的政策・慣行、④経済的威圧、⑤デジタル領域の有害慣行、⑥国際標準化、⑦技術の流出防止などへの言及が盛り込まれた。必ずしも外延が明確でない経済安全保障に関し、G7として一定の方向性を示したことは成果と言えよう。

首脳コミュニケには、中国との経済関係について「デリスキング (de-risking)」、すなわちリスク低減の必要性が盛り込まれた。これはフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が1月の世界経済フォーラム(ダボス会議)での演説で、中国との経済関係の断絶を意味するデカップリング(decoupling)ではなく、経済関係を維持しつつ必要な措置を講じるべきという趣旨で用いた表現であり²⁵、同委員長が3月の対中政策に関する演説でも再び使用したことから注目を集めていた²⁶。その後、米国政府からも賛同する立場が示され²⁷、G7の対中姿勢を象徴するレトリックとして採用されるに至った。

こうして国際社会で経済安全保障の概念が広がる中で、各国・地域では経済安全保障を政策体系の中に位置付ける動きが活発化している。EUは6月、「欧州経済安全保障戦略」を策定し、4分野のリスク(サプライチェーンの強靱性、重要インフラの物理面・サイバー面のセキュリティ、技術セキュリティと技術流出、経済依存の武器化・経済的威圧)と3つの優先課題(振興、保護、連携)というフレームワークに基づき、既存の政策や今後の方向性を整理した。その他、韓国²⁸やドイツ²⁹、ニュージーランド³⁰は2023年に相次いで国家安全保障戦略を策定したが、いずれも経済安全保障について言及した。米国では連邦下院に設置された「米国と中国共産党との戦略的競争に関する特別委員会」(中国特別委員会)が12月に報告書を発表し、政府に経済安全保障戦略の策定を求めた³¹。

3. 経済安全保障論の言説パターン

(1) 安全保障化の意味

以上のように経済安全保障論は国際的な広がりを見せているが、概念の曖昧さ・多義性が政策議論や企業対応における混乱を招いているように思われる。

そもそも、ある問題が経済安全保障上の問題として認識されること、すなわち「安全保障化 (securitization)」されることにはどのような意味があるだろうか。第一に、国家の重要問題として優先度が格上げされ、より強力な対策が正当化されることになる。そのため、通常の経済政策であれ

²⁵ ["Special Address by President von der Leyen at the World Economic Forum," European Commission \(January 17, 2023\).](#)

²⁶ ["Speech by President von der Leyen on EU-China relations to the Mercator Institute for China Studies and the European Policy Centre," European Commission \(March 30, 2023\).](#)

²⁷ ["Remarks by National Security Advisor Jake Sullivan on Renewing American Economic Leadership at the Brookings Institution," The White House \(April 27, 2023\).](#)

²⁸ [国家安保室「尹錫悦政権の国家安全保障戦略：自由、平和、繁栄のグローバル中枢国家」\(2023年6月7日\)\(韓国語\)](#)

²⁹ [The Federal Government of Germany, *Robust. Resilient. Sustainable. Integrated Security for Germany: National Security Strategy*, \(June 14, 2023\).](#)

³⁰ [New Zealand Government, *Secure Together: New Zealand's National Security Strategy 2023-2028*, \(August 4, 2023\).](#)

³¹ [The House Select Committee on the Strategic Competition Between the United States and the Chinese Communist Party, *Reset, Prevent, Build: A Strategy to Win America's Economic Competition with the Chinese Communist Party*, \(December 12, 2023\).](#)

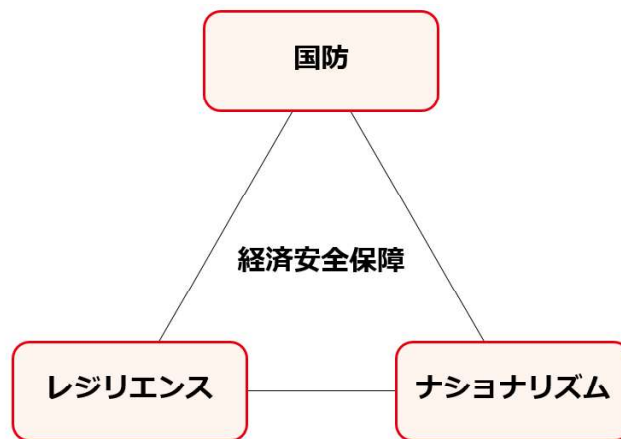
ば認められないような大規模な財政措置や、経済的には費用対効果の低いプロジェクトの推進が認められるかもしれない。このことは、ある政策の実施を求めるアクターが、それを経済安全保障上の課題として主張するインセンティブが働くことを意味する。

第二に、政策形成過程が変化する。通常、経済政策はその問題や産業を所管する経済当局を中心に立案されるが、安全保障上の問題として分類されることにより、安全保障当局が政策形成に関与するようになる。その結果、政策の方向性を規定する価値観や評価の基準が変化したり、安全保障当局のみが保有する情報が参照されたりすることにより、既存の政策方針が変更されるかもしれない。また、安全保障に関する情報は秘匿性が高く、情報公開が制約される可能性もあるだろう。

第三に、緊急性・特殊性を帯びた問題として、その対応に当たってルールからの逸脱が許容される。特に、世界貿易機関（WTO）協定を始めとする国際経済法には、国家安全保障上の理由に基づく貿易制限措置を一般ルールの例外として認める規定が含まれている。こうした安全保障例外条項は、重大な国家利益と国際法規範の緊張関係を調整するものと言えるが、これが濫用されれば、国際経済活動を巡る法的安定性が損なわれるおそれがある。

このように、ある政策が経済安全保障政策としてラベリングされることは、レトリックに留まらない実質的な変化をもたらす。政策形成に関与する様々なアクターが提示する経済安全保障に関する言説のパターンを分析することは、経済安全保障政策の「振れ幅」を理解することであり、単なる概念整理を越えた実質的な意義がある。以下では、こうした観点から、経済安全保障論の言説パターンを、①国防型、②レジリエンス型、③ナショナリズム型という 3 つに分類し、その特徴と含意を論ずる（【図表 3】）。

【図表 3】 経済安全保障論の言説パターン



出所：丸紅経済研究所作成

（2）国防型：急速に変化する安全保障環境と新たな軍民リンケージ

国防とは、軍事力によって敵の攻撃から国家を防衛することである。国防型の安全保障論は、紛争の抑止や軍事的勝利のために経済的資源を活用し、また経済活動を管理することを求める。米国防省は 2023 年 1 月に国家防衛産業戦略を発表したが、同戦略で示された「米国の経済安全保障と国家安全保障は相互に強化し合うものであり、究極的には、国家の軍事力は一定程度、我々の全般的な経済

力に依存する」との認識は、まさに国防型の問題認識だろう³²。経済建設と国防建設を一体的に進めるとする中国の「軍民融合」戦略にも同様の論理を見出すことができる。

デュアルユース性を持つ先端・新興技術における優位性の確保は、国防の観点からは極めて重要である。また、インフラ・ネットワークも国家の戦争遂行を支える基盤であり、有事における機能を保証するためには、平時からの対策が求められる。サプライチェーン・産業基盤の面では、エネルギーや食料などの伝統的な戦略物資に加え、兵器を含む軍需品の生産を支える防衛産業基盤の維持・強化が課題となる。

国防型の言説は、軍事的安全保障を重視するという点では安全保障を抑制的に捉えているとも言えるが、実際には問題意識の外延は拡張される傾向にある。現代では多くの技術がデュアルユース性を帯びる中、どのような技術が軍事的に重要であるかの判断は難しい。技術分野の規制については限られた技術を厳重に守るという「スモールヤード・ハイフェンス」の原則が唱えられているものの、将来の軍事応用可能性まで含めれば対象は広範なものとなる。インフラ・ネットワークやサプライチェーン・産業基盤の面でも、想定される軍事的脅威が大きければ大きいほど、幅広い経済活動がその関心対象となる。

国防型の経済安全保障の範囲は、想定される戦争の姿に依存するため、情報戦・認知戦といった新たな領域が戦場として認識されることにより、通信ネットワークや SNS などのデジタルサービスの管理が重要な課題として浮上してくるだろう。経済活動の複雑化に伴い、軍民間のリンクが拡大すれば、それに対応した措置が求められることになる。

また、国防型の経済安全保障論は、究極的には戦時経済体制への移行に備えた対策を要求する。特に、島国であり、実際に物資供給が途絶した歴史的経験を持つ日本では、それはアウトアルキー（自給自足経済）とほとんど同義になってしまう。しかし、あまりに極端な脅威想定は、そもそも通常の経済活動に織り込むことは困難であり、あくまで経済的相互依存を前提とする経済安全保障を巡る議論を混乱させる要因にもなり得る。

（3）レジリエンス型：複雑化する世界における経済社会機能の維持

レジリエンス型の経済安全保障論は、国防型に比べ、経済社会活動一般に対するより幅広いリスクを想定する。日本の経済安全保障推進法は、第 1 条において「経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性」に言及している。世界貿易機関（WTO）のレポートは、経済安全保障を「ショックを防ぎ、それに備え、対処し、それから回復するシステム（家計、企業、政府を含む）の能力」と定義するが³³、これは以前のレポートでレジリエンスに与えられていた定義を流用したものである。

レジリエンスの観点からまず想定されるリスクは、他国による経済的手段を用いた干渉、すなわちエコノミック・ステイトクラフトであり、その際に利用される脆弱性を低減することが経済安全保障政策の焦点となる。そのため、技術、インフラ・ネットワーク、サプライチェーン・産業基盤の各領域において、競合国との経済関係をリスク・ベースで見直すことが求められるが、レジリエンスに対するリスク認識を複雑化させる要因が複数存在する。

第一に、経済のデジタル化や IoT の普及により、他国に利用され得る脆弱性が増大している。例えば、ネットワークに接続するコネクテッドカーによる自動運転が普及した場合、サイバー攻撃によ

³² [U.S. Department of Defense, National Defense Industrial Strategy, \(January 11, 2024\).](#)

³³ [World Trade Organization, World Trade Report 2023: Re-globalization for a secure, inclusive and sustainable future, 2023, 48.](#)

て不正な操作が行われれば、乗員や周囲の人員・施設に損害が生じる可能性があり、また車両を通じて蓄積されるデータを活用した監視活動やスパイ行為が行われるかもしれない。また、競合国がネットワークを通じて有害なナラティブや偽情報などを流布し、内政干渉を図る影響工作に対する懸念もある。こうしたリスクは物理的に把握することが難しく、予防的観点から広範な規制が正当化される余地がある。

第二に、供給面の依存のみならず需要面の依存、すなわち競合国のマーケット・パワーも問題となる。輸出先が特定の市場に集中していると、相手国が輸入を制限した際の影響が大きくなり、代替も容易ではない。しかし、輸入のみならず輸出までもレジリエンス確保の対象となれば、その対応コストは増大する。

第三に、レジリエンスを追求する手段として、競合国に対するレバレッジを獲得し、競合国を抑止すべきという考え方が出現している。すなわち、競合国に対する懲罰的抑止として、エコノミック・ステイトクラフトの発動を視野に入れ、競合国にとって不可欠な財・サービスを掌握するということである。欧州委員会が指摘する「逆依存（reverse dependencies）」³⁴や日本政府が掲げる「不可欠性」といった概念は、こうした発想を反映したものだと言えよう。また、同盟国・友好国が連携し、全体として競合国に対してレバレッジを確保する「集団的レジリエンス（collective resilience）」という戦略も提唱されている³⁵。

したがって、レジリエンス型の経済安全保障論は必ずしも防衛的なものとは限らず、自国を守るために相手国の脆弱性を突くという攻撃的な要素を内包する。一方が経済的相互依存を武器化しようとするれば、それに備えてもう一方も武器化を試みるというジレンマ的状况が生じているのである。ここでは、エコノミック・ステイトクラフトとそれに備えた経済安全保障の線引きは曖昧なものとなる。

一方、レジリエンスの観点から対処すべきリスクを国家がもたらすものに限定すべきでないという考え方も成り立つ。実際、前述した WTO による経済安全保障の定義は非人為的なものを含めた幅広いリスクを視野に入れたものと言える。東日本大震災や新型コロナウイルス感染症のパンデミックで明らかになったように、災害や感染症などの脅威は時に経済社会機能に致命的な影響を及ぼす。こうした非人為的なリスクについては、各国が共同で対処する利益を有しており、国際協力の必要性を見出すことも可能だろう。レジリエンス型の経済安全保障論が国際協力の可能性をどの程度考慮するかは、今後の国際関係の推移を見通す上でも重要な論点となるだろう。

（４）ナショナリズム型：競争的環境における国力としての経済力の追求

ナショナリズム型の経済安全保障論は、競争的な国際政治経済観の下、経済成長や特定産業・企業の競争力といった経済的要素を権力政治的な意味での国力と関連付けて把握し、国家がその強化のために積極的な役割を果たすことを肯定する。各国が経済的繁栄を追求するのは当然だが、ナショナリズム型の論理は、それを社会的厚生を最大化や国際分業による効率性といった経済政策の枠組みではなく、自国による重要産業や資源の支配、他国との相対的な力関係といったゼロサム的な尺度で評価するところに特徴がある。

トランプ政権下の 2017 年に発表された米国の国家安全保障戦略の第 2 の柱は「アメリカの繁栄の促進」であり、「経済安全保障は国家安全保障である」とのトランプ大統領の言葉を引用しつつ、「国

³⁴ [European Commission, "Updating the 2020 New Industrial Strategy: Building a stronger Single Market for Europe's recovery," \(May 5, 2021\): 11.](#)

³⁵ [Victor D. Cha, "Collective Resilience: Deterring China's Weaponization of Economic Interdependence," *International Security* 2023, 48 \(1\): 91-124.](#)

内での経済力の再建と公正で互恵的な国際経済システムは、我々の安全保障を強化し、世界の繁栄と平和を促進する」と述べている³⁶。例えば、トランプ政権下で発動され、バイデン政権下でも維持されている「国家安全保障」に基づく鉄鋼・アルミ追加関税には、ナショナリズムとしての経済安全保障の論理が反映されているとも言えよう。

また、EU の経済安全保障政策と密接に関連する「戦略的自律」や「欧州の主権」といった概念にも、競争的な国際情勢の中で欧州が政治的に独立した主体であり続けるため、産業競争力を強化するという地域レベルのナショナリズムを見出すことができる。

日本では、経済産業省がまとめた経済安全保障に関する政策文書において、「各国は国力増大のため、『経済安全保障』の切り口で施策を展開」しているとの認識が示され、「我が国の平和で安定した安全保障環境を実現するための政策の土台」である「国力としての経済力の強化」を推進すべきとの指摘がなされている³⁷。ここでは、経済と安全保障のリンケージが、軍事力やレジリエンスに関する懸念を経由せず、国力というシンボルを媒介として直接的な形で成立している。

ナショナリズム型の経済安全保障論の問題はどのようなものだろうか。1 つは、政策の優先順位を決定する評価軸が不明確なことだ。国防型やレジリエンス型においては、具体的な定義のあり方は別として、軍事力や経済社会機能への影響という懸念に対してどのように対応すべきかという判断の枠組みを見出しやすい。しかし、ナショナリズム型の論理は、ミクロレベルの問題が国力に波及する因果関係がより間接的・抽象的であるため、限られた資源を異なる目標の間でどのように配分するかについて合意することが難しい。そのような状況下では、シンボル操作によって政策形成が歪められ、特定産業への利益誘導的な資源配分がなされるリスクが高まるかもしれない。

もう 1 つの問題は、ナショナリズムの観点では同盟国・友好国も競合相手となり得るため、国防型やレジリエンス型の観点からは合理的な対外政策における協調が困難になる可能性があることだろう。米国のインフレ抑制法（IRA）が課す電気自動車（EV）の生産地要件を巡る米国と EU、韓国、日本などとの摩擦や、半導体産業の誘致合戦などにはその萌芽を見ることができる。日本企業による米鉄鋼大手の買収計画に対する米国内の反応も、ナショナリズム型の経済安全保障論として捉えることができるかもしれない。

4. おわりに

経済安全保障には本質的に曖昧さ・多義性が付きまとう。それは分析概念としては致命的な欠陥であり、経済安全保障を厳密に定義付けたり、周辺概念との関係性を分析したりする試みは、おそらく徒労に終わるだろう。

しかし、そうした「緩さ」が多様なアクターの思惑を反映することを可能にし、政策概念としての普及を促す原動力となったとも言える。相互依存の深化と戦略的競争の緊張関係を簡潔に表現する言葉として、経済安全保障は強い訴求力を持っていた。特に日本において、この概念が政策コミュニティや学術界を越えて、広く経済界にも普及したのは、国際情勢の変化に直面した企業の問題意識を的確に言語化するものだったからであろう。

1970 年代から 1980 年代に盛り上がった経済安全保障論がいつのまにか下火になったように、経

³⁶ [The White House, National Security Strategy of the United States of America, \(December 18, 2017\): 17-18.](#)

³⁷ [経済産業省「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン」\(2023年10月31日\)](#)

済安全保障が再び注目を集めなくなる時が来るのだろうか。1つのシナリオとして考えられるのは、地政学的対立がますます激化し、経済安全保障が当然の前提になるという展開ではないか。近年、米中対立の激化、ロシアのウクライナ侵攻、台湾情勢の緊迫化などにより、経済活動が地政学的情勢から無縁ではいられないという認識は定着した。こうした状況が長期化すれば、経済安全保障という概念で両者のリンケージをあえて強調する必要性は低下するだろう。経済安全保障は広義の地政学リスクとして捉えることもできるし、近年は地経学（geoeconomics）という言葉も人口に膾炙しつつある。

しかし、ラベリングがどのように変わったとしても、国家と市場、あるいは安全保障と経済の連関を捉える視角が統一されることはあり得ない。急速に変化する情勢に適応するためには、多様なアクターが持つ世界観を理解し、複数の世界観の相互作用を分析することが不可欠だろう。

丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。